

上田市景観計画素案について

1 景観法とは

景観法は、都市や農山漁村等における良好な景観形成を図ることを目的に景観形成の必要性や重要性を明示するとともに、景観計画制度や景観地区制度の創設など良好な景観形成を促すための仕組みを整えた法律で、平成 16 年に施行されました。

2 景観計画とは

景観法に基づき、景観行政団体が策定する景観に関する総合的な計画で、次に掲げる事項を定めることとされています。

- ・ 景観計画の区域
- ・ 景観計画における景観形成の方針
- ・ 景観形成のための行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要建造物等の指定の方針 など

3 現行施策からの主な変更点

現在、上田市景観条例に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定規模以上の行為について届出を義務付け、景観形成基準に適合するよう助言や指導を行っているが、各地域の特性に応じたよりきめ細かな景観形成を行うため、景観法に基づいて現行の条例で規定されている「届出対象行為」及び景観形成基準を見直します。

4 策定経過

旧上田市都市景観形成基本計画 策定（平成 3 年 3 月）

上田市景観条例 制定（平成 7 年 3 月）

景観法制定（平成 16 年 6 月公布、平成 17 年 6 月全面施行）

4 市町村合併（平成 18 年 3 月）

- ・ 旧上田市の景観条例を新市全域に適用。

長野県景観計画及び改正長野県景観条例施行（平成 18 年 4 月 1 日）

- ・ 上田市は独自の景観条例があったため、長野県の景観計画の適用区域から除外。

景観計画策定準備（1）

- ・ 都市計画マスタープラン策定に伴う「まちづくりアンケート」（5,000 人対象）を実施し、景観づくりについて市民の意見を聞く。（平成 18 年 11 月）
- ・ 上田市の景観づくりについて、市民団体や業界団体（16 団体）と個別に意見交換を実施。（平成 19 年 1 月～2 月）
- ・ 景観ワークショップ開催（平成 19 年 10 月～12 月（3 回））
- ・ 景観計画策定専門委員会の開催（平成 20 年 3 月～平成 20 年 12 月（4 回））
- ・ 景観審議会に景観計画中間報告を諮問（平成 20 年 7 月 30 日）

景観計画策定準備（2）

- ・ 景観計画の策定に向けた住民説明会（平成 23 年 7 月、市内 12 箇所）
- ・ 景観計画策定委員会（平成 23 年 8 月～12 月、3 回）
- ・ ニヶ淵周辺地域における高さ制限の検討（平成 23 年 8 月～24 年 7 月）
- ・ 景観行政団体移行（平成 24 年 3 月 1 日）